* 許諾書（変更届）の記入方法

以下すべて、本人の申し出があった場合は変更することができる。

１．全文公表だったものを要約公表にする場合

博士論文の全文をインターネット公表していたが、博士論文の全文をインターネット公表できない「やむを得ない事由」が生じたため、「博士論文の内容を要約したもの」をインターネット公表する場合は、「インターネット公表の可否」欄の（全文公表→要約公表）に○をする。

－以下の書類を提出する。

　　・「博士論文の内容を要約したもの」のPDFファイル

　　・博士論文のインターネット公表に関する確認票（所定の様式）

　　・博士論文公表方法に関する特例申請書（所定の様式）

　　・「やむを得ない事由」を具体的に説明する資料

２．要約公表だったものを全文公表にする場合

博士論文の全文をインターネット公表できない「やむを得ない事由」があったため、「博士論文の内容を要約したもの」をインターネット公表していたが、「やむを得ない事由」がすべて解消し、博士論文の全文をインターネット公表する場合は、「インターネット公表の可否」欄の（要約公表→全文公表）に○をする。

－以下の書類を提出する。

　　・博士論文の全文のPDFファイル　※提出済みであれば不要（通常は提出済みです）。

　　・博士論文のインターネット公表に関する確認票（所定の様式）

　　・表書きPDFファイル　※必要な場合のみ　Wordファイルを編集してPDFファイルで提出

※ 博士の学位取得後、博士論文の全部または一部が、単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行された場合で、出版社等との契約により「書誌情報等を追加することで博士論文の全文を公表できる」とする条件が付いていた場合は、別紙「表書き」を全文PDFの最初に付けることで、提出済みの内容には変更を加えることなく全文公表とする。

３．要約の公表内容を変更する場合

博士論文の全文をインターネット公表できない「やむを得ない事由」の一部が解消し、「博士論文の内容を要約したもの」の公表内容を変更する場合は、「インターネット公表の可否」欄の（要約の公表内容の変更）に○をする。

－以下の書類を提出する。

　　・公表内容を変更した「博士論文の内容を要約したもの」のPDFファイル

　　・博士論文のインターネット公表に関する確認票（所定の様式）

　　・「やむを得ない事由」を具体的に説明する資料（前回提出内容と、今回の変更点について明示的に説明）を加えたもの）

４．公表可能日を変更する場合

提出済みの許諾書において、（要約公表・単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行される予定）の公表可能日に記載した日付を変更する場合は、「インターネット公表の可否」欄の（公表可能日の変更）に○をし、学位授与日及び公表可能日を記載する。

－以下の書類を提出する。

・博士論文のインターネット公表に関する確認票（所定の様式）

　　・「やむを得ない事由」を具体的に説明する資料